

東京大学研究推進部国際研究推進課 特任専門職員（特定有期雇用教職員）募集要項

1. 職名及び人数： 特任専門職員 1名
2. 契約期間： 令和7年5月1日以降 ～ 令和8年3月31日
3. 更新の有無： 更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。
ただし、更新回数2回、在職できる期間は令和10年3月31日を限度とし、以後更新しない。
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4. 試用期間： 採用された日から14日間
5. 就業場所： 東京大学研究推進部国際研究推進課（東京都文京区本郷7-3-1）
変更の範囲：原則同一部局内
6. 所 属： 東京大学研究推進部国際研究推進課
7. 業務内容： 南西アジア地域（インド、バングラディシュ、スリランカ、ネパール、パキスタン、ブータン、モルディブ）から日本への留学促進事業に関する業務
（担当する作業等の詳細）
○会議・イベント開催、調整、資料作成、ウェブサイト更新 等
○会計業務（出張に係るものを含む）
○必要に応じて南西アジア地域を含む海外へ出張を命じる場合がある
変更の範囲：配置換え及び兼務を命じることがある。
8. 就 業 日： 週5日（月曜日～金曜日）
9. 就業時間： 1日7時間45分（9：00～17：45）
※正午から60分の休憩あり
※時間外労働を命じることがある。
10. 休日： 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
11. 休暇： 年次有給休暇、特別休暇 等
12. 賃金等： 年俸制を適用、業績・成果手当を含め月額30万円～40万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円まで）、超過勤務手当
13. 加入保険： 文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
14. 応募資格：

<必須要件>

- 担当やチームの枠を越え、風通しのよい組織作りに貢献するとともに、変化に柔軟に対応できること。協調性・柔軟性があり様々な業務に対して熱意を持って丁寧に取り組めること。
- ビジネスレベルの英語力（英語による打合せ、メール、文書作成等を行うこととなる）
- パソコン操作（Word, Excel, PowerPoint, Teams, Zoom 等）が問題なく行えること。

<歓迎要件（合致する場合には応募書類に記載すること）>

○海外留学、海外勤務の経験

○高等教育機関、官公庁での業務経験

15. 提出書類： ①東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること）

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

※語学能力を示す資格がある場合は必ず記載すること。

②上記の業務内容に関連したこれまでの職務経験を具体的に記載した文書 1 部
（任意様式・A 4 判 2 ページ以内）

16. 提出方法： 上記①～②を番号順に重ねて 1 つの PDF ファイルにした上で、以下のフォルダにアップロードすること。ファイル名は自身の氏名とすること。

【提出先】特任専門職員応募書類

https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/7360157526_utac_u-tokyo_ac_jp/EtSpHol2I9BKqGzFeQfk0i0B4T3GmNCecv5GXnwvBLPQqA

※アップロード完了の連絡は不要。

※2～3 日以内に当方からの受領メールが届かない場合は、「18.問い合わせ先」まで問い合わせること。

17. 応募締切： 令和 7 年 3 月 17 日（月）23：59（日本時間）

※書類選考の上、合格者に対し面接を実施。

※面接選考の対象となった方のみ、3 月 19 日（水）までに面接日時等を連絡する。

18. 問合せ先： 〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学研究推進部国際研究推進課（担当：木暮）

E-mail: kyoten-swa.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

19. 募集者名称： 国立大学法人東京大学

20. 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

21. その他：

1）選考にかかる旅費等は支給いたしません。

2）取得した個人情報、本人事選考以外の目的には使用いたしません。

3）採否に関する個別の問合せはご遠慮ください。

4）採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。